

### オンライン授業への移行及び休校の実施について

オンライン授業への移行及び休校の実施については、県立保健大学危機管理対策本部（以下、危機対策本部という。）において検討し決定することとし、これに必要な事項を下記のとおり定める。

#### 1. 危機管理対策本部の開催

オンライン授業への移行及び休校の実施については、危機管理対策本部において決定することとし、開催の基準は以下のとおりとする。

- (1) 県が定める新型コロナウイルス感染症に関するレベル分類がレベル3となり、感染拡大の鈍化が見込めない場合
- (2) 本学の学生及び教職員においてクラスターが発生した場合
- (3) その他、特に学長が必要と判断した場合

#### 2. 検討内容

- (1) オンライン授業への移行及び休校の実施の可否
- (2) 実施の期間
- (3) オンライン授業の範囲（全面的な実施又は一部実施等）
- (4) 実習その他の学外での学修の在り方
- (5) その他、オンライン授業への移行及び休校の実施に伴い必要となる措置

#### 3. 検討に当たっての留意事項

- (1) 目的に応じた内容と期間の検討
  - オンライン授業への移行は、学生の登校に伴う学内での感染拡大防止を図りつつ、学修を継続するために行うもので、新型コロナウイルス感染症の市中感染の拡大状況を勘案して、実施を検討することが必要である。
  - 休校は、学生の登校に伴う学内での感染拡大防止、学内の大規模な消毒の実施及びオンライン授業への移行準備などを目的に、臨時的な措置として実施するものであり、目的達成のために必要な期間のみ行う。
- (2) 関連する対応の検討
  - 実施に伴い必要となる対応としては、本学が実施する研修等の実施の可否、学生の構内立ち入り及び学外者への施設貸出しなどが考えられる。
  - クラスター対策等のために必要と認められる場合を除き、教職員の勤務体制は平常通りとし、必要に応じて、在宅勤務を認める。